

第4章

市民の暮らしを支える快適で 笑顔あふれる安全なまちづくり

都市基盤

1節 円滑に移動できる交通環境を整備します

1. 公共交通の充実による生活の足の確保
2. 円滑な交流を支える道路網の構築

2節 暮らしやすさを実感できる魅力ある都市基盤を整備します

1. 移住・定住の促進
2. 安全で快適な魅力ある都市基盤の整備
3. 魅力ある計画的なまちづくりの推進

3節 災害に強く安全・安心なまちづくりを推進します

1. 災害に備えた対策
2. 地域防災力の強化
3. 消防体制の充実

4節 市民の暮らしを守る社会をつくれます

1. 交通安全の推進
2. 防犯体制の強化
3. 暮らしの安全確保

4-1-1 公共交通の充実による生活の足の確保

現状・課題

本市では、高齢者の増加に伴い、生活の足としての公共交通が必要不可欠と考えられる一方、公共交通の利用者は低迷しており、民間事業者の経営努力と行政の支援により路線を維持している状況にあります。

将来的には高齢化の進行に伴い、公共交通のニーズがさらに高まるとともに、利用者の行動パターンがますます多様化することが予想されることから、今後、市民ニーズに対応するとともに、地域間の交流を促進する持続可能な公共交通の構築が必要です。

そのため、平成30年度に「白山市地域公共交通協議会」を設立し、令和元年8月に「白山市地域公共交通網形成計画」を策定しました。

現在、計画に基づく事業の実施に取り組んでいます。

本市は、J R北陸本線に4駅を有しており、通勤・通学の利用を中心とした多くの利用があります。

松任駅は、本市の玄関口であり、金沢駅まで約10分の位置にあることから北陸新幹線にアクセスしやすい駅として、周辺地域における都市機能のさらなる充実が求められています。

さらに、令和6年春に迎える北陸新幹線金沢・敦賀間の開業と同時に在来線は第3セクターへ移管され、特急列車が廃止されるなど広域交通の利便性の低下が懸念されます。

このほか、北陸鉄道石川線は、鶴来地域や白山ろく地域の通勤・通学に寄与するとともに、優良宅地の形成にも大きく貢献してきましたが、近年は利用者の減少が著しく、将来の路線維持は厳しい状況にあり、鉄道の利便性向上と利用促進が課題となっています。

都市構造の変化や市民ニーズの多様化、白山ろく地域における人口減少等により、コミュニティバスの利用者が伸び悩んでいるルート・便が生じています。

このため、利便性を確保しつつ、効率的な運行による持続可能な公共交通の実現が課題となっています。

基本的方向

1. 公共交通ネットワークの強化

「白山市地域公共交通網形成計画」に掲げた目標に向けて取り組むとともに、「地域公共交通網再編実施計画」の検討を行います。

また、北陸新幹線やJ R北陸本線の二次交通の利便性向上を図り、目的地まで容易に移動できるよう近隣自治体と連携した、広域的な公共交通網の構築及び利用促進を図るとともに、コミュニティバスの相互乗り入れについて協議します。

2. 鉄道の利便性向上と利用促進

北陸新幹線については、市民生活に支障が出ないことを最優先に、金沢・敦賀間の開業に向けた事業を県とともに支援します。

また、J R北陸本線については、第3セクター化に向け、運行事業者に対して利便性の維持・向上を働きかけるとともに、(仮称)西松任駅の建設に取り組めます。

このほか、北陸鉄道石川線については、路線を維持するための支援を継続するとともに、公共交通の利用促進と鶴来駅周辺での市街地への誘導を図るための道路整備と併せ、運行事業者をはじめとした関係機関と協議し、駅機能の強化を図ります。

3. 生活バスの利便性向上と利用促進

利用者のニーズを把握し、利用しやすく、効率的な運行体系の確立に努めるとともに、運行事業者に対する支援を継続し、路線の維持・充実を図ります。

また、運賃収入を確保するため、利用促進を図るとともに、コミュニティバスについては、運賃体系の見直しを検討します。

このほか、高齢者の運転免許証返納時の支援等、自家用車への依存から公共交通を適切に利用するよう促すモビリティマネジメントの取り組みや、近隣自治体と連携したMaaS事業による利用促進を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 公共交通ネットワークの強化	★ 地域公共交通網形成計画の策定	→		市、国、県、市民、 運行事業者
	地域公共交通網再編実施計画の検討	→	→	市、国、県、市民、 運行事業者
	★ 地域公共交通協議会の設立	→		市、国、県、市民、 運行事業者
	★ 二次交通網の利用促進	→	→	市、市民、運行事業者
	コミュニティバスの相互乗り入れ	→	→	市、近隣自治体
2. 鉄道の利便性向上と利用促進	★ 北陸新幹線整備の促進と環境対策	→	→	市、県、鉄道・運輸機構
	★ 在来線（仮称）西松任駅整備及び道路網の整備	→	→	市、国、県、市民、運行事業者、 区画整理組合
	★ 並行在来線の利便性の維持・向上	→	→	市、県、市民、運行事業者
	★ 石川線の利用促進及び鶴来駅の機能強化	→	→	市、県、市民、沿線自治体
3. 生活バスの利便性向上と利用促進	★ 生活バス運行体系再編の検討・実施	→	→	市、国、県、市民、 運行事業者
	不採算路線への支援	→	→	市、国、県
	利用促進施策の展開	→	→	市、市民
	新たな運賃体系の検討	→	→	市

市民協働に向けて

- 行政、運行事業者、利用者からなる地域公共交通協議会において利用しやすい公共交通体系の確立と利用者の確保を図るとともに、交通空白地の解消等に向け、地域住民やNPO法人から新たな運行形態についての提案があった場合には必要な協議・検討を行います。

目標指標

指標	単位	計画策定時	目標値		備考
		(年度)	R3	R8	
コミュニティバス利用者数	人/年	145,521 (H27)	172,000	218,000	
市内北陸本線駅の1日平均乗車人数	人/日	6,185 (H27)	6,500	6,800	
市内石川線駅の1日平均乗降人数	人/日	1,898 (H27)	2,250	2,600	



4-1-2 円滑な交流を支える道路網の構築

現状・課題

■ 広域道路網は、本市と関東圏、中京圏のほか、能登から加賀や隣県との連携を促進するとともに、北陸自動車道や国道8号の代替機能を満たす幹線道路として、極めて重要な道路網です。

そのため、小松白川連絡道路や加賀海浜道路などの未整備路線の整備に向け、国や県へ継続的に要望していく必要があります。

また、市街地周辺では、幹線道路での交通渋滞の解消に向け、継続的な対策や取り組みが求められています。

■ 本市では、主要幹線道路へのアクセス道路の整備を中心に進めていますが、今後も国道8号などの広域幹線道路へのアクセスの改善のほか、市内における移動の円滑化に向け、地域の連携を促進する道路網の整備や歩行者や自転車の安全対策が強く求められています。

また、冬期間の除排雪体制では、幹線道路や町内の生活道路において、緊急車両の円滑な通行及び歩行者の安全な通行帯の確保を図っており、今後も冬期間の除雪・克雪化体制の強化が求められています。

基本的方向

1. 広域的道路ネットワークの構築

既存道路の機能維持とともに、小松白川連絡道路や加賀海浜道路、金沢外環状道路（海側幹線）本線部などの未整備路線の整備に向け、国や県へ継続的に要望していきます。

また、国道157号の4車線化の整備促進や国道8号の渋滞対策推進についても、国へ継続的に働きかけます。

2. 市内の道路ネットワークの構築

駅や主要なバス停等の交通結節点へのアクセス性の向上を図る道路網の整備を促進するとともに、国道8号などの幹線道路へのアクセスの改善に向け、市街地の道路網の整備を促進します。

また、通学路をはじめとする市内危険箇所での歩道整備などによる交通安全対策の実施に努めます。

さらに、通学路及び主要な幹線道路の除雪を優先するとともに、消雪設備の計画的な更新、生活道路については市民相互の協力による除雪体制づくりに努めます。



除雪作業



国道8号の渋滞

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 広域的道路ネットワークの構築	★ 国道 360 号（小松白川連絡道路）の事業化に向けた調査の促進	→	→	国、県
	★ 加賀海浜道路（加賀海浜産業道路）の整備促進	→	→	県
	★ 金沢外環状道路（海側幹線）の整備促進	→	→	市、県
	★ 国道 157 号（鶴来バイパス）の 4 車線化の整備促進		→	国
	★ 国道 8 号の渋滞対策の推進	→	→	国
2. 市内の道路ネットワークの構築	★ 市内主要幹線道路の整備促進	→	→	市、県
	★ 市街地における都市計画道路網の整備促進	→	→	市、県
	集落間を結ぶ道路の整備促進	→	→	市、県
	交通安全に配慮した道路交通環境の整備	→	→	市、国、県、警察
	除雪体制の充実	→	→	市

市民協働に向けて

- 道路整備計画に関する市民の理解を深めるため、積極的に説明会を開催し、市民からの意見を参考にしながら道路網の再構築に取り組みます。
- 除雪を円滑に実施するに当たり、支障となる路上駐車禁止や支障木等の除去及び身近な道路や自宅周辺等の除雪について、家庭や町内会の連携・協力体制を構築します。

目標指標

指 標	単位	計画策定時 (年度)	目標値		備 考
			R3	R8	
道路（市道）の走りやすさ割合 （2車線以上）	%	35.0 (H27)	37.0	39.0	
市道における歩道設置延長の割合	%	14.1 (H26)	16.0	18.0	
歩道の除雪対象路線延長	km	81.4 (H27)	85.0	90.0	

4-2-1 移住・定住の促進

現状・課題

■ 日本の人口は年々減少しており、今後この傾向は続くと推計されています。

本市においても人口減少を最小限度にとどめ、バランスのよい人口構成を目指すため、特に若年層を中心とした移住・定住促進を図る必要があります。

これまでに本市では、定住促進を図るため、市内での住宅取得や民間賃貸住宅に住む新婚夫婦への支援制度等を行っています。

また、克雪化への支援として、除雪機械の購入や屋根融雪装置の設置を行う場合に、補助金を交付しています。

こうした取り組みが奏功し、近年は「住みよさ」が高く評価されています。

今後は、これらの取り組みを周知し浸透させるとともに、移住・定住につながる支援策を進める必要があります。

さらに、白山ろく地域については、店舗などの生活基盤や働く場などが自宅の近くにならない場合が多いことから、その対策と合わせて施策を進めていく必要があります。

■ 本市では、増加傾向にある空き家を利活用して、移住・定住促進や地域活性化を図るため、空き家バンク制度を実施しています。

また、空き家を抱える町内会からの空き家の適正管理や利活用を望む声が多くあり、地域活性化につなげる取り組みが求められています。

基本的方向

1. 定住施策の充実

子育て世代をはじめとして、住宅の取得や快適な居住のための支援を進めるとともに、市民の除雪負担の軽減や関係機関と連携した除雪体制の強化により、定住の促進を図ります。

特に白山ろく地域においては、住宅の取得に対する手厚い支援のほか、白山ろく地域からの高校通学に対する費用負担の軽減など、独自の支援策を継続していきます。

また、市外からの移住希望者には、オンライン相談を取り入れるなど本市の情報発信を推進するほか、移住検討段階で現地の様子を知るための宿泊補助を促進するなど、相談体制の強化を図り、移住に向けた取り組みを進めていきます。

2. 空き家の利活用の支援

空き家バンクによる空き家の利活用を進めるため、バンク制度の一層の周知等により、登録物件と利用登録者の拡大を図ります。

また、空き家を住居としてのみならず、店舗等としての利活用を促進するために情報発信をしていきます。



空き家を改修したカフェの内観

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 定住施策の充実	★ 新たな住宅取得への支援	→	→	市
	新たな三世同居・近居の支援	→	→	市
	民間賃貸住宅に住む新婚夫婦への支援	→	→	市
	克雪化の推進	→	→	市
	白山ろく地域からの高校通学への支援	→	→	市
	移住希望者へ向けたPR等の推進	→	→	市
	地域づくりを支える人の受け入れ支援	→	→	市
2. 空き家の利活用の支援	★ 空き家バンク制度による利活用の促進	→	→	市、市民

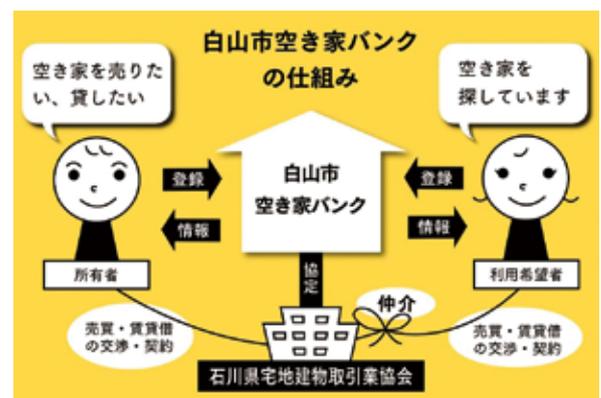
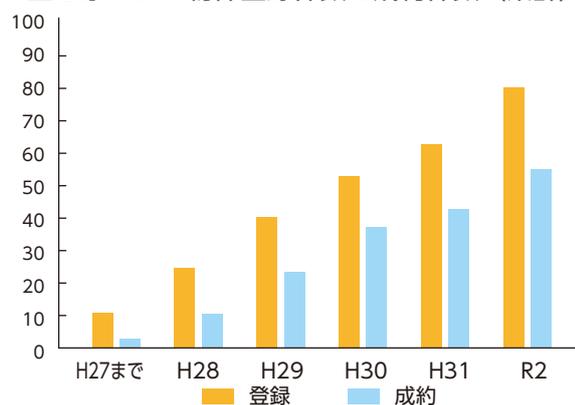
市民協働に向けて

- 空き家に関するセミナーの開催や広報、パンフレット等を用いた啓発活動を行うことにより、市民の理解と関心を高め、所有者による空き家の適正管理や積極的な利活用を促進するとともに、地域住民等からの提案による空き家活用策を検討します。

目標指標

指標	単位	計画策定時	目標値		備考
		(年度)	R3	R8	
定住促進奨励金の利用件数	件/年	358 (H25-27平均)	385	408	
空き家バンク成約件数	件	4	44	94	累計

空き家バンク物件登録件数&成約件数（累計）



4-2-2 安全で快適な魅力ある都市基盤の整備

現状・課題

- 近年、全国各地でゲリラ豪雨等が発生していますが、その対策として、河川改修や砂防事業の早期完成が重要です。

さらに、市民の生命と財産を守るため、支川流域の浸水被害を未然に防止するとともに、誰もが安心して海岸を利用できるよう、整備を推進する必要があります。
- 本市では、公園や公共施設緑地等が市全域に配置されています。

今後も良好な緑化空間を確保するため、公園・緑地の整備をさらに進めるとともに、市民参加による緑化活動の推進や緑の資源の保全・活用が必要です。

また、「白山市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園の効率的な維持管理及び長寿命化に取り組む必要があります。
- 本市には史跡・名勝など貴重な歴史遺産が数多く残されています。

その保存を図るとともに、市民が歴史や伝統文化に親しむ場として公開・活用を推進することが望まれています。
- 本市の水道の大半は地下水源を利用していますが、白山ろく地域では表流水や伏流水を飲料水としており、ろ過施設等の老朽化により、浄化能力の不足や施設の維持管理に支障が生じています。

市全体においても施設の老朽化が進んでおり、将来にわたり安定的な水道・下水道事業を推進するため、中長期的な観点から、効率的な施設の整備や維持管理・更新とともに、経営の安定・健全化及び簡易水道の上水道化が求められています。

また、一般廃棄物であるし尿や浄化槽汚泥については、下水道汚泥と一元的に処理する施設を管理、運営していく必要があります。
- インターネットをはじめとする情報通信技術（ICT）は、市民生活に欠かせないものとなっており、特に外国人観光客からは、公衆無線LANの整備が求められています。

基本的方向

1. 河川・海岸の整備と保全

誰もが安心して安全に生活ができるよう、国・県に対し、河川・海岸事業の早期整備の実現及び土砂災害対策としての砂防事業の促進を要望します。

また、雨水排水路・雨水幹線管渠の整備や調整池の設置などにより、市街地の浸水対策を推進します。

2. 公園・緑地の整備と緑化の推進

生活に潤いと安心をもたらす緑を創出するため、都市公園を整備するほか、老朽化施設の更新を図り、公共施設の緑化の推進や優れた景観の創出を推進します。

併せて、市民参加による緑化活動の推進を図ります。

3. 史跡公園の整備

史跡は、歴史文化の象徴として保存と活用を図っていくとともに、周辺の環境とともに良好な形で後世に伝えていくために整備を図ります。

4. 水道・下水道の整備と適切な維持管理

老朽化施設の更新、長寿命化を図るため、水道ビジョン及び下水道ストックマネジメント計画に基づいた適切な施設更新や維持管理に努めます。

また、少子高齢化や節水型社会に対応した安定的・持続的・健全な企業経営を目指し、施設の集中管理体制の整備や水道・下水道事業の統合化の推進、汚水共同処理施設の運営や下水道汚泥及び汚泥焼却灰の再資源化、下水道未接続者への接続促進に努めます。

5. 情報通信基盤の整備・充実

観光客が多く集まる交通や観光の要所、地域コミュニティの核となる施設を中心に公衆無線LANの整備を推進します。

また、5G、ICT、Society5.0など情報インフラを活用した新しい社会づくりを推進します。

さらに、白山ろく地域における通信機器については、令和2年度に更新し、4K・8K放送への対応と通信速度の高速化が図られており、今後も安定したサービスの提供に努めます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 河川・海岸の整備と保全	★ 河川・砂防事業等の整備促進	→	→	国、県
	★ 海岸整備の充実	→	→	国
	雨水排水対策の推進	→	→	市
2. 公園・緑地の整備と緑化の推進	★ 都市公園の整備促進	→	→	市、県
	緑化推進事業の充実	→	→	市、県、市民、事業者
	老朽化施設の更新	→	→	市
3. 史跡公園の整備	★ 史跡公園の整備	→	→	市
4. 水道・下水道の整備と適切な維持管理	更新計画の策定	→	→	市
	★ 施設の集中管理体制の整備	→	→	市
	★ 水道・下水道の統合化の推進	→	→	市
	★ 汚水処理施設共同整備事業の推進	→		市
	下水道焼却灰の建設資材への活用	→	→	市
	★ 下水道未接続世帯への接続促進	→	→	市
5. 情報通信基盤の整備・充実	★ 公衆無線LANの整備	→	→	市、観光施設、公民館
	白山ろく地域の情報通信基盤整備	→		市、あさがおTV

市民協働に向けて

- 花苗の植栽や水やり、除草、市民公園の日常管理への市民参加の機会の充実を図り、潤いのある快適なまちづくりへの参加意識や気運を高めます。
- 下水道への接続促進に向け、市民との対話の機会を設けます。また、節水意識の高揚のための啓発活動を展開します。

目標指標

指 標	単位	計画策定時	目標値		備 考
		(年度)	R3	R8	
市民一人当たりの都市公園の敷地面積	m ² /人	10.6 (H27)	11.9	11.9	
下水道接続（水洗化）率	%	95.0 (H27)	97.0	98.0	
公衆無線LAN整備数	箇所	5 (H27)	21	46	

4-2-3 魅力ある計画的なまちづくりの推進

現状・課題

本市では、平成24年度に松任・美川・鶴来地域を「白山都市計画区域」として統一したほか、長期未着手となっている都市計画施設の計画見直しなども並行して進めてきました。

今後は、郊外部への無秩序な開発を抑制しつつ、中心市街地へ都市機能などを誘導することにより、人口減少時代においても効率的な都市経営が可能となるコンパクトなまちづくりへの転換が求められています。

また、土地取引の円滑化や土地境界トラブルの防止などに向け、地籍の明確化を推進する必要があります。

松任・美川・鶴来地域に中心市街地が形成されていましたが、大型商業施設の郊外立地などの商業環境の変化や経営者の高齢化、後継者不足に伴い、商店街の衰退・空洞化が深刻化しており、商店街を核とした中心市街地の再興が求められています。

本市には、霊峰白山から手取川扇状地を経て、日本海につながる美しい自然景観や、各地域の歴史・伝統・文化に培われた特徴ある街並み景観があります。

今後、市民・事業者・行政の協働による景観づくりを展開し、美しく魅力あふれる景観を守り、育て、創り、後世に引き継いでいくことが大切です。

また、市営住宅については「白山市営住宅基本計画」に基づき、改修・整備を行っているほか、地域の実情に応じた住宅再編を進めており、今後は、適切な維持管理による長寿命化が必要となっています。

このほか市内には、耐震強度が不足している住宅が数多くあり、地震により倒壊の恐れがある住宅については、建替えや耐震改修を促進し、安全性を確保する必要があります。

基本的方向

1. 計画的な土地利用の推進

既成市街地周辺の市街化動向を見据えながら、都市計画の見直しや土地区画整理事業等を進め、既存ストックの有効活用と優良な宅地供給を推進し、計画的に市街地の形成を図ります。

また、まちづくり開発制度の活用を促進し、土地の有効活用と集落の活力維持を図ります。

なお、地籍調査事業は、国庫補助事業費の拡充を国へ要望するとともに、今後も住宅地を優先して調査し、地籍の明確化に努めます。

2. 中心市街地の魅力向上

中心市街地においては、地域の歴史、観光資源等を活かした整備を促進するとともに、良好な居住環境の保全・充実に努めます。

また、商店街が実施する賑わい創出イベントに対して支援します。

3. 住環境の充実

市街地における良好な景観の形成に向け、適正な土地利用を進めるとともに、地区計画やまちづくり協定等による市民主体のルールづくりに取り組みます。

また、歴史・伝統・文化を背景に守り育てられた地区や、新たな街並み景観づくりに取り組む地区に対し、保全・活用に向けた支援を行い、良好な街並み景観の形成を図ります。

市営住宅については、社会情勢の変化や市の財政状況等を踏まえながら、「第2次白山市営住宅基本計画」に基づき、良質な住環境の確保と適切な施設の維持管理に努めます。

さらに、市民の生命・財産を守るため、耐震化に関する啓発及び知識の普及に努め、住宅の耐震化率の更なる向上を目指します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 計画的な土地利用の推進	★都市計画の見直し	→		市、市民
	★土地区画整理事業の促進	→	→	市、県、市民
	まちづくり開発制度の活用促進	→	→	市、市民
	地籍調査事業の推進	→	→	市
2. 中心市街地の魅力向上	★まちなかへ誘導する魅力の整備	→		市、市民
	★既存商店街の活性化	→	→	市、市民
3. 住環境の充実	地区計画制度・景観まちづくり制度の適用推進	→	→	市、市民
	市営住宅の再編	→	→	市
	市営住宅の適切な維持管理の推進	→	→	市
	各種融資・助成制度の周知	→	→	市
	耐震診断・耐震改修の促進	→	→	市、市民、事業者

市民協働に向けて

- まちづくり開発制度や地区計画制度、まちづくり協定の活用により、地域の自発的なまちづくり活動への支援やまちづくりの参画機会の創出等に努めます。
- 地元協議会と連携を取りながら、地域ごとに特徴のある景観の保全を図ります。

目標指標

指 標	単位	計画策定時	目標値		備 考
		(年度)	R3	R8	
市街化区域内の人口	人	81,200 (H22)	82,000	87,000	
空き店舗の活用	件	2 (H27)	5	10	
市営住宅の管理戸数	戸	638 (H28)	604	592	
住宅の耐震化率	%	78.1 (H25)	90.0	95.0	



4-3-1 災害に備えた対策

現状・課題

■ 近年、全国各地で地震や大雨による災害が発生し、甚大な被害を受けています。

本市は、白山から日本海まで県内最大の市域を有し、山・川・海の豊かな自然に恵まれている反面、水害や土砂災害、雪害など様々な災害が想定されることから、「地域防災計画」及び「白山火山防災計画」、「国土強靱化地域計画」を策定し、防災対策を進めています。

また、災害時の職員の行動を示した各種マニュアル作成により、有事の際に迅速に対応できる体制づくりに取り組んでいます。

さらに、大規模災害が発生した場合、市単独での対応は極めて困難であると予想されることから、人的及び物的支援を円滑に受け入れる受援体制の確立、応援協定の締結や協力体制の整備に取り組む必要があります。

■ 武力攻撃事態等から市民を的確かつ迅速に保護する必要があります。

今後、武力攻撃事態や大規模テロ等の有事に備え、実践的なマニュアルの整備のほか、情報伝達や各関係機関との連携など、的確な対応が取れる体制の整備が必要です。

■ 災害を未然に防ぎ、災害が発生した場合の被害を低減するため、ライフラインや各種施設の防災機能の強化及び効率的な維持管理が必要です。

また、河川改修や土砂災害、雪害防止対策等のハード面の整備について、引き続き国・県に対して事業の推進を要望していく必要があります。

基本的方向

1. 防災対策の充実

防災体制の充実に向け、国・県の動向を注視しながら、「地域防災計画」、「白山火山防災計画」、「国土強靱化地域計画」などの各種マニュアルの見直しを行うとともに、有事の際に対応ができるよう職員を対象にした避難所開設訓練の実施や、災害対策本部が設置された際に各部・課が行う役割の周知に努めます。

また、被災後、復興に向け大きな力となるボランティア等の人的支援や防災関係機関等からの物的支援を円滑に受け入れるため、受援体制の強化を図ります。

さらに、各種災害に備え、防災行政無線、白山市メール、フェイスブック等の様々な情報伝達手段を活用し、市民に対し、迅速かつ正確な情報発信の充実に努めます。

2. 国民保護に関する対応の強化

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律等に基づき、外部からの武力攻撃事態や大規模テロ等に際して、国・県と連携し、迅速・的確な国民保護措置に努めます。

3. ライフライン等の確保

災害時の被害の低減を図るため、上下水道、道路、公園、河川、砂防、海岸等の施設は、関係機関と連携を図りながら、想定される災害に対して十分な耐震機能を維持するよう努めるとともに、定期的な点検や計画的な維持管理・補修などの長寿命化対策を推進するため、「国土強靱化地域計画」に基づいてライフライン等の確保に努めます。

また、災害時において、交通の寸断などにより白山ろく地域における集落が孤立しないよう、国道157号の強靱化を要望するなど、国・県と連携して進めていきます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 防災対策の充実	★ 地域防災計画の充実	→	→	市
	各種災害に備えた防災体制の強化	→	→	市
	災害対応等マニュアルの充実	→	→	市
	災害時受援体制の強化	→	→	市、社会福祉協議会
	災害に備えた情報伝達手段の充実	→	→	市
	白山市国土強靱化地域計画進捗管理		→	市
2. 国民保護に関する対応の強化	国民保護計画に基づく武力攻撃等への対策	→	→	市、国、県
3. ライフライン等の確保	★ 道路構造物等の長寿命化事業の促進	→	→	市、国、県
	★ 上下水道施設の耐震化推進	→	→	市
	国道 157 号の強靱化対応	→	→	県

市民協働に向けて

- 国や県及び関係機関と連携し総合的な治水対策等の防災対策に取り組み、災害に関するイベントや研修会を開催するなど、市民の防災意識の高揚を目指します。
- 各種イベントでの周知、説明会の開催や広報、パンフレット等を用いた啓発活動を行うことにより、防災に対する市民の理解と関心を高め、自分の命は自分で守る「自助」や自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の意識を高めていきます。

目標指標

指 標	単位	計画策定時	目標値		備 考
		(年度)	R3	R8	
災害時協力事業者登録業者数	社	35 (H27)	45	55	
白山市メール配信サービス登録者数	人	4,090 (H27)	6,600	9,000	

4-3-2 地域防災力の強化

現状・課題

■ 阪神・淡路大震災や東日本大震災などの教訓から、自助、共助の重要性が認識され、町内会を中心とした自主防災組織の結成を促しています。

今後は、各種防災マニュアルを活用しながら、地域・地区単位の自主防災組織の結成率100%に向けた啓発や組織結成への支援を推進する必要があります。

また、防災訓練については、定期的な実施に加え、災害を想定した実践的な訓練、災害時協力事業者と連携した訓練等を取り入れるなど、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要があります。

さらに、地域の防災活動を支援する防災士については、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営の重要性を踏まえ、女性防災士の育成が求められています。

一方、防災士の資格を活かせる場が少なく、市民の認知度も低いことから、自主防災組織とともに、地域に根ざした活動に関わることでできる機会の創出が必要です。

■ 本庁舎が機能不全に陥った場合に備え、本部機能を保つことができる防災拠点施設を本庁舎周辺に整備する必要があります。

二次避難施設については、場所、規模、輸送手段、耐震化状況等の観点から、災害時に機能するか検証する必要があり、加えて感染症に対応した運営に取り組むこととなります。

さらに、防災資機材の備蓄についても、食料、飲料水のほかに、感染症対策に向けた資材等の充実を図る必要があり、現在、支所、市民サービスセンター、学校等に非常食を保管していますが、災害時には備蓄品の配付が困難なことから、今後は集会所等への配備や備蓄倉庫の整備を検討する必要があります。

基本的方向

1. 地域防災体制の充実

地域防災力向上に向け、地域・地区単位の自主防災組織の結成に向けた啓発等に取り組むとともに、町内会や自主防災組織に対して、消火栓の取り扱いや避難所運営など、より実践的な防災訓練等の積極的な支援に努めます。

また、女性防災士等の増員など、幅広い防災士の人材育成を図るとともに、白山市防災士会及び町内会と連携し、地域防災力の充実に努めます。

2. 防災施設や防災資機材の整備・充実

市内の二次避難施設の備蓄品の配備に取り組むとともに、国の方針に基づいた統一看板を整備します。

また、孤立する恐れのある町内会については、一次避難場所となる集会所等への備蓄品の配備を推進します。

さらに、大規模災害時において本庁舎が機能不全に陥った場合に備え、本庁舎周辺に防災備蓄庫を備えた防災拠点の整備を検討するとともに、各地区においても整備ができないか調査を行います。

なお、防災施設及び災害対策における河川改修等の整備については、地元住民や関係機関と連携・調整し、引き続き国・県に対して事業の推進を要望します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 地域防災体制の充実	★ 自主防災組織体制の強化	→	→	市民
	地域防災訓練への支援	→	→	市、市民
	防災士の育成強化	→	→	市、県
2. 防災施設や防災資機材の整備・充実	★ 防災拠点の整備		→	市
	★ 災害備蓄品の充実	→	→	市
	避難所機能の充実	→	→	市

市民協働に向けて

- 地域防災体制の充実を図るため、各種イベントでの周知や広報、パンフレット等を用いた啓発活動を行うとともに、防災士の育成を図り、関係団体等に対し女性防災士の確保を呼びかけます。
- 自主防災組織の存続及び防災士等の育成のための環境を整備し、地域住民、関係機関、行政が一体となった地域防災力の強化に努めます。

目標指標

指 標	単位	計画策定時 (年度)	目標値		備 考
			R3	R8	
地区自主防災組織結成への支援	地区/年	5 (H27)	14	28	
女性防災士の数	人	31 (H27)	75	140	
二次避難施設への防災備蓄品の 配備	施設	2 (H27)	40	92	



地域防災訓練



災害備蓄品

4-3-3 消防体制の充実

現状・課題

本市の消防組織は、広域事務組合が行う常備消防と、市内の2消防団23分団からなる非常備消防が中心となっています。

地域での消防活動は、消防団が中心となり、火災発生の未然防止と被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置、普及促進等の予防活動や町内会に対する初期消火の重要性を啓発しています。

今後は、イベント等の内容や方法を見直し、効果的な周知・啓発が必要です。

また、住宅用火災警報器については、普及促進をはじめ、定期的な動作確認や適切な維持管理について、広報等による啓発の強化を図る必要があります。

本市では、火災件数に大きな変化はないものの、比較的規模が大きな火災や住宅火災における焼死者が発生していることから、より一層防火思想の普及徹底と火災による焼死者の減少に向けた取り組みが求められます。

また、救急出動件数については、今後の高齢化等に伴いさらに増加することが予想されます。

増加する救急出動に対しては、平等に高度な救命処置を提供できる体制づくりと人材育成が重要となっています。

本市では、消防団員の高齢化や新入団員の減少等により、団員の確保が困難になりつつあります。

消防団員は、地域防災活動の中核を担う存在であることから、適正な団員数を確保し、消防団組織の存続、充実を図る必要があります。

また、消防団の資機材については、消防車両や格納庫の計画的な更新、安全装備品の充実が必要となっています。

基本的方向

1. 火災予防活動の充実

火災発生の未然防止に向け、巡回広報やイベント等による啓発とともに、住宅用火災警報器の普及促進等の予防活動に努めます。

また、自主消防活動への支援や初期消火活動の指導を実施します。

2. 常備消防の充実

火災の減少に向け、市民、事業所等に対する防火指導、一般家庭への防火訪問などにより、防火思想の普及徹底を図ります。

併せて住宅火災における逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器の普及促進と維持管理の啓発を行うとともに、消防施設の機能強化を図ります。

また、高齢化等による救急要請の増大に対し、平等に高度な救命処置を提供できるよう、引き続き救急救命士の養成・技能向上に努めます。

さらに、病院前救護の観点から、救命講習会等を通じて、救急技術の普及を図り、市民による応急処置の拡充に努めます。

3. 消防団の強化

消防団員の確保に向けた啓発活動を推進するとともに、操法大会をはじめとする様々な訓練等を通して、団員の資質向上に努め、消防団の強化を図ります。

また、消防団員活動の向上を図るため、各種装備品の充実に努めるとともに、消防車両等の整備を計画的に推進します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 火災予防活動の充実	巡回広報やイベント等による火災予防活動	→	→	市、広域消防本部
	住宅用火災警報器の普及促進	→	→	市、広域消防本部
2. 常備消防の充実	防火防災思想の普及徹底	→	→	広域消防本部
	火災による焼死者数の減少化	→	→	広域消防本部
	★高齢化社会に伴い増大する救急要請への対応の強化	→	→	市民、広域消防本部
	消防施設の機能強化	→	→	広域消防本部
3. 消防団の強化	消防団員の確保	→	→	市
	消防団員の装備品の充実	→	→	市
	消防車両等の整備推進	→	→	市

市民協働に向けて

- 救急隊が到着するまでに、積極的に応急手当を施すバイスタンダー^{*}を広く育成するため、年間2,400人程度の受講者を目標に救命講習を継続して開催します。

^{*}バイスタンダー：救急現場に居合わせた人（発見者・同伴者等）

目標指標

指標	単位	計画策定時 (年度)	目標値		備考
			R3	R8	
消防団員数	人	539 (H27)	560	617	
救命講習受講者数	人	41,667 (H27)	55,500	65,000	累計



市民を対象とした救命講習会



消防訓練大会



4-4-1 交通安全の推進

現状・課題

本市では平成17年以降、交通事故発生件数や負傷者数は年々減少傾向にありますが、死者数は増減を繰り返しており、減少傾向が定着化していません。

これらの現状を踏まえ、道路交通環境の整備など交通安全確保のための総合的な対策が必要です。

また、近年、高齢者が関係する交通事故の割合が高止まり傾向にあります。

今後、高齢者人口や高齢運転免許保有者の増加が見込まれることから、高齢運転者が加害者となる交通事故や高齢者が被害者となることを防止するための取り組みや対策の強化が課題です。

さらに、子どもの安全を確保する観点から、未就学の段階から心身の発達過程に応じた交通安全教育を推進する必要があります。

これまでの交通安全対策は、車中心の対策であり、歩行者や自転車利用者の視点からの道路や歩道の整備については、十分とはいえない状況にあります。

このような状況を踏まえ、人優先の考えのもと、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等における歩道を整備するなど、安全・安心な歩行空間及び自転車の走行空間を確保することが交通安全対策上重要となっています。

基本的方向

1. 交通安全思想の普及徹底

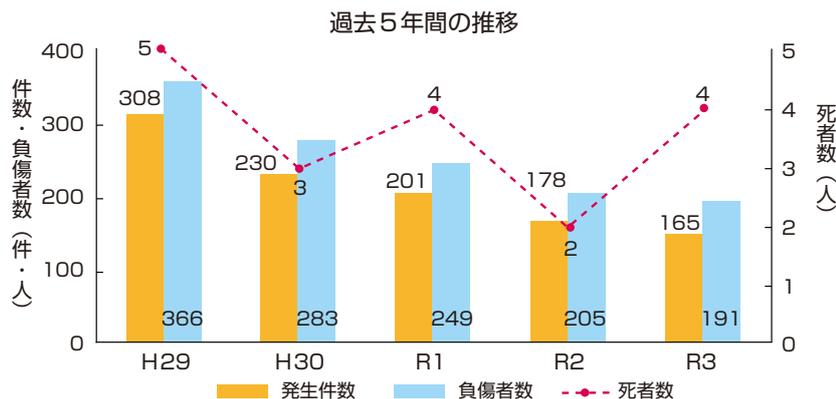
悲惨な交通事故を根絶するためには、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通事故防止を自身の問題として考え、行動することが何よりも重要であることから、市民への交通事故発生状況等の情報を積極的に提供し、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するとともに、市民主体の意識の醸成を図ります。

また、歩行者や自転車利用者をはじめ、高齢者、障害者、子どもの安全を確保するため、交通安全意識の向上を図るなど、地域ぐるみの交通安全対策を推進します。

2. 道路交通環境の整備

高齢者、障害者、子ども等を交通事故から守り、安全で安心して外出できる交通社会を形成するため、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境の整備を図り、交通実態を踏まえたきめ細かな交通安全対策を推進します。

また、生活道路や市街地の幹線道路では、自動車と自転車、歩行者空間の分離及び機能分化を推進し、安全確保を図ります。



施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 交通安全思想の普及徹底	幼児・児童生徒・高齢者等への交通安全教育の推進	→	→	市、警察、交通安全協会
	自転車利用者への交通安全教育の推進	→	→	市、警察、交通安全協会
	交通安全運動の推進	→	→	市、警察、交通安全協会
	交通安全広報啓発活動の推進	→	→	市、警察、交通安全協会
2. 道路交通環境の整備	人優先の安全・安心な歩行空間の確保	→	→	市、県、国
	自転車走行空間の確保	→	→	市、県、国

市民協働に向けて

- 地域や警察、交通安全関係団体と連携を図り、市民による交通安全運動を展開し、交通安全意識の普及・浸透を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけます。

目標指標

指 標	単位	計画策定時	目標値		備 考
		(年度)	R3	R8	
高齢者運転免許証自主返納支援件数	件/年	133 (H27)	330	350	
自転車ヘルメット購入助成件数	件	1,427 (H27)	2,100	2,850	累計



安全・安心な歩行空間



4-4-2 防犯体制の強化

現状・課題

本市の犯罪発生件数は、平成17年以降、減少傾向にあります。

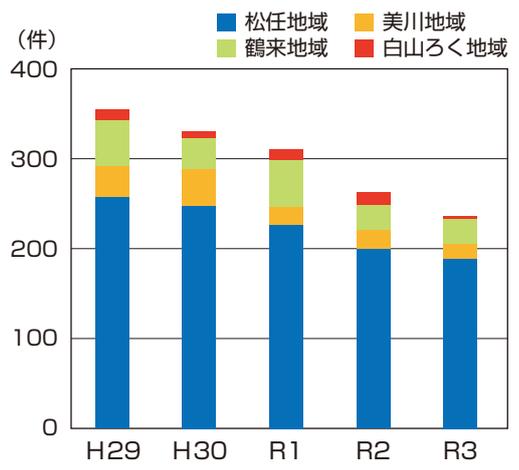
しかし、近年の社会情勢が変化している中、全国的には、殺人・死体遺棄事件をはじめとする凶悪犯罪のほか、住宅地における窃盗事件や駐車場における車上狙い事件等、市民の生活を脅かす犯罪が発生しています。

また、新たな手法の特殊詐欺や児童への声掛け事案をはじめ、特に、高齢者や子どもが被害対象となる事案については、相談や情報等が寄せられています。

今後、市民一人ひとりのライフスタイルや意識の変化などから、地域での関係が希薄化し、地域コミュニティの活力の低下が懸念されます。

誰もが安全で安心して暮らせるまちを実現するためには、地域住民の連帯感を向上させ、地域における防犯力を高める必要があります。

本市の犯罪発生状況（資料：石川県警察本部）



基本的方向

1. 安全な地域環境の整備・啓発

市民が安全で安心して快適に生活できる地域社会を形成するため、「人づくり」、「まちづくり」及び「連携体制づくり」という3つの視点から各種対策を推進するとともに、犯罪の未然防止のため、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図り、鍵かけなどの身近なことから防犯対策を実践するよう、広報活動や街頭キャンペーンなどにより意識啓発を図ります。

また、防犯ボランティアステップアップ講座等への参加を促進し、地域の防犯活動の担い手づくりを推進します。

このほか、警察、白山市防犯協会、町内会等関係団体及び学校等との連携・支援を強化し、地域の防犯力の向上を図ります。

そのため、青色防犯パトロール活動及び防犯ボランティア団体や地域住民による自主的な防犯活動を支援するとともに、タイムリーな情報提供と広報活動などの充実を図り、犯罪抑止に取り組みます。

防犯施設の整備については、「白山市安全・安心まちづくり推進事業」として、通学路等に防犯カメラを整備し、現在、市民の協力により行われている見守り活動を補完することで、より一層の安全・安心を確保します。

また、白山市防犯協会が展開する「一戸一灯運動」を推進し、夜間の照度を確保することで市民の不安感の解消に努めます。

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
松任地域	259	252	237	200	194
美川地域	29	38	22	21	16
鶴来地域	45	32	41	31	28
山ろく地域	14	4	10	12	5
白山市全体	347	326	310	264	243

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 安全な地域環境の整備・啓発	防犯知識の普及・啓発による防犯意識の向上	→	→	市、警察、防犯協会
	地域における防犯活動の推進	→	→	市、警察、防犯協会
	防犯施設の整備	→	→	市

市民協働に向けて

- 広報活動や街頭キャンペーンなど、防犯意識を啓発する機会を提供するほか、防犯ボランティアステップアップ講座等への参加を呼びかけます。
- 防犯ボランティア団体や地域住民による自主的な防犯活動を支援します。

目標指標

指標	単位	計画策定時 (年度)	目標値		備考
			R3	R8	
防犯カメラの設置数	箇所	8 (H28)	15	200	累計
町内会への防犯カメラの設置補助数	箇所	7 (R2)	36	100	累計



防犯ボランティアリーダー養成講座



4-4-3 暮らしの安全確保

現状・課題

■ 本市では、市民の消費生活を守るため消費者被害・トラブルの相談の受付、あっせん、解決を行うほか、消費者被害の事例紹介をはじめ、まちかど市民講座や講演会を開催するなど、消費者被害・トラブルの未然防止を図っています。

しかし近年、情報社会の急速な進展に伴い、インターネット関連の消費トラブルは急増し、悪質商法が巧妙化するなど、若年層から高齢者まで消費者を取り巻く状況は、多様化・複雑化しています。

また、民法改正により令和4年4月からは成人年齢が引き下げられることから、若年層のトラブル増加が懸念されています。

こうした消費者被害・トラブルを未然に防ぐためには、若者から高齢者までそのライフステージに応じた啓発と、消費の困りごとに関する相談・支援体制の充実が必要です。

■ 環境・社会・地域・人に配慮した消費行動が、近年求められています。

消費者が、商品が届くまでの過程や廃棄された後のことを考え、消費行動がもたらす影響を理解し、持続可能な消費の実践者となるようモノやサービスを利用することが重要です。

従来の「安心・安全」「品質」「価格」だけではなく、「倫理的（エシカル）」という視点も取り入れた消費行動について啓発を行い、消費者の自立を促していく必要があります。

基本的方向

1. 消費者の安全・安心の確保

市民の消費者被害を未然に防ぐため、民生委員児童委員等との連携による高齢者世帯の見回りや、市民講座・啓発イベント、ホームページ等を通して消費生活情報の発信を行い、高齢者や若年層を中心にライフステージに応じた周知啓発を図ります。

また、国・県との連携により、消費トラブルに関する情報の共有化を推進し、相談窓口の充実を図るとともに、「消費者ホットライン188」の周知啓発に努め、消費者被害・トラブルの解決を図ります。

2. 倫理的消費の普及・促進

消費者が自発的に社会に参画し、自ら判断・選択した倫理的消費行動ができるよう、一人ひとりの消費行動が未来を変えていくという意識の醸成を図り、関係機関と連携・協力しながら、「エシカル消費」の周知啓発に努めます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 消費者の安全・安心の確保	消費生活相談体制の充実	→	→	市
	消費者教育・啓発の推進	→	→	市、市民
2. 倫理的消費の普及・促進	倫理的消費の普及・促進		→	県、市、市民

市民協働に向けて

- 白山市民生委員児童委員等との連携により高齢者の消費者被害の未然防止及び消費者の自立支援を推進します。

目標指標

指 標	単位	計画策定時 (年度)	目標値		備 考
			R3	R8	
消費生活相談件数	件	433 (H27)	500	600	相談しやすい環境をつくり課題の顕在化を目指す



消費トラブル防止啓発展の実施



消費生活相談

